

## 随意契約の内容の公表

担 当 部 課	企画部 人事課	
契約締結年月日	令和8年4月8日	
業 務 名	尾張旭市職員定期健康診断等業務委託	
業 務 の 概 要	労働安全衛生法第66条に基づく各種健康診断	
契約金額（税込）	単価契約 定期健康診断7, 150円、便潜血385円、 胃部X線間接撮影3, 300円 市負担予定金額 3, 492, 500円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	医療法人あらかわ医院	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> <small>（該当する□欄に印をつけること）</small>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>本業務は、職員450名程度が対象となる定期健康診断を委託するもので、令和7年度より医療機関に委託している。</p> <p>定期健康診断の結果は、継続性と比較可能性の確保が重要であることため、同一の基準で継続的にデータを収集することが必要となる。また、過去の健診データの活用も重要となるが、医療機関が変わると、過去の健診結果を確認することが困難になり、健康状態の推移を把握することが難しくなる。</p> <p>さらに、産業医からは、職員の健康管理を適切に行う上で、定期健康診断を実施する業者は5年程度は同一であることが望ましいとの専門的見解を得ている。</p> <p>したがって、令和7年度に当該業務を実施している医療法人あらかわ医院と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約とする。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、企画部 人事課です。